

公 告

大分川ダム工事事務所管内等における災害時等応急対策業務 (地質調査)に関する基本協定

次のとおり公告します。

平成31年2月12日

九州地方整備局

大分川ダム工事事務所長 酒井 正二郎

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

大分川ダム工事事務所管内等における災害時等応急対策業務(地質調査)に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

本協定は、大分川ダム工事事務所が管理する直轄区間等において発生した災害対策の地質調査業務等に関し、これに必要な組織、災害調査の能力等の確保を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧のための災害時等応急対策業務(地質調査)を行うことを目的として行うものである。

また、大分川ダム工事事務所管理区間外において広域的な支援が必要となる場合は、本協定に基づく対応を行うものである。

(3) 基本協定期間

大分川ダム工事事務所管内

(4) 基本協定期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(5) 本協定締結業者の選定については、地域の精通度、業務実績、災害調査の能力から総合的に評価して、協定締結業者3社程度を決定する。

(6) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に地質調査を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生のなかった場合は、実際の業務を行わないこととする。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県内に本店又は支店等営業所(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。)が所在すること。

(3) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度地質調査業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている、または申請中であること。 なお、認定されていない者のした申請は、基本協定を締結する資格を有しない者のした申請として、当該申請を無効とする。

(4) 九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (6) 大分川ダム工事事務所管内（大分市、豊後大野市をいう。）において、平成25年度以降に国、県または市町村等が発注した道路又は河川に関する地質調査業務の実績があること。
国、県または市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。
- (7) 平成26年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が60点以上であること。
ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は100万円を超える国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。
- (8) 緊急業務に対応する体制として、1人以上の技術士（総合技術管理部門又は応用理学部門又は建設部門）、RCCM（地質部門）もしくは地質調査技士を含む5名以上の作業従事者を早急に対応させることができること。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒870-0044 大分県大分市舞鶴町1丁目3番30号
国土交通省 九州地方整備局 大分川ダム工事事務所 工務課
電話 097-538-3391（代表）
FAX 097-538-3852
担当：工務課長 内田 智彦（内線311）
工務第二係長 川村 晃生（内線314）

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間：平成31年2月12日（火）から平成31年2月26日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ②交付場所：〒870-0044 大分県大分市舞鶴町1丁目3番30号
国土交通省 九州地方整備局 大分川ダム工事事務所 工務課
- ③交付方法：手渡しによる交付

(3) 協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間：上記(2)①に同じ。
- ②提出場所：上記(1)に同じ。
- ③提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

4. その他

技術資料の作成要領協定締結業者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。